

平成29年度 視力障害者協会運営補助金

評価表 NO.

10

所管部課名	障害・社会福祉課	担当者	吉永					
事務事業名	一般障害者自立支援事業							
根拠法令	視力障害者運営補助金交付要領							
補助経過年数	21年以上							
平成29年度 予算額	国県支出金	一般財源	その他					
	100千円	千円	100千円	千円				
	指標名	目標値	目標年度					
成果指標①	研修会等の開催数及び参加者数	15回	平成34年度					
成果指標②	研修会等の開催数及び参加者数	200名	平成34年度					
補助対象者	薩摩川内市視力障害者協会							
補助対象経費	・組織の運営に要する経費（役員報酬、食糧費及び慶弔費を除く。） ・研修事業等に要する経費（食糧費を除く。）							
補助対象事業・活動の内容	組織の運営及び研修事業等の実施							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は 補助率	補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額（千円未満の端数切捨て）以内							
上記項目の 積算方法								
補助 過を 受け かる 年事 業の 決算 団体 状況 等の 特記 すべき 事項等	収入	項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
		自己資金	金額(円) 191,490	割合(%) 63.9%	金額(円) 188,021	割合(%) 64.5%	金額(円) 185,935	割合(%) 63.6%
		会費収入	47,500	15.8%	43,750	15.0%	41,250	14.1%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成	143,990	48.0%	144,271	49.5%	144,685	49.5%
		市補助金	100,000	33.4%	100,000	34.3%	100,000	34.2%
		雑収入		0.0%		0.0%		0.0%
		(前年度繰越金)	8,322	2.8%	3,610	1.2%	6,217	2.1%
	計	299,812	100.0%	291,631	100.0%	292,152	100.0%	
	支出	事業費	103,000	34.4%	92,400	31.7%	101,800	34.8%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費	117,202	39.1%	115,014	39.4%	110,422	37.8%
		負担金	76,000	25.3%	78,000	26.7%	75,000	25.7%
		予備費		0.0%		0.0%		0.0%
(翌年度繰越金)		3,610	1.2%	6,217	2.1%	4,930	1.7%	
計	299,812	100.0%	291,631	100.0%	292,152	100.0%		
支出計/前年度支出計				97.3%		100.2%		
自己資金/前年度自己資金				98.2%		98.9%		
翌年度繰越金/市補助金		3.6%		6.2%		4.9%		
交付件数	1件		1件		1件			
成果指標の推移①	18回		20回		19回			
成果指標の推移②	226名		229名		195名			
【前回評価】現状のまま継続	<ul style="list-style-type: none"> 補助交付先の団体について、分母となる対象者数に比べて分子の会員数が少ない団体が見受けられる。より有意義な活動になるよう加入促進をはかられたい。 補助金について、市からの補助金と社会福祉協議会からの補助金と2つの流れがある。市から団体への流れに一本化できないか検討されたい。 							
【前回評価への回答】	<ul style="list-style-type: none"> 会員加入促進について、視力障害者の新規加入は少ない状況である。 音訳・点訳奉仕員養成講習会の実施により、団体のPR活動を行い、会員の募集に努めている。 当該団体は、社会福祉協議会からの補助金はない。 							
【その他】	点訳・音訳奉仕員養成講習会の業務委託について、適切に実施されている。							

お

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	B	視覚障害者に必要な情報確保のため、点訳・音訳サークルとの調整や障害に関する相談、情報提供等資格障害者の福祉増進に資する活動を行っている。
必要性	<p>次のいずれかに該当するものである。</p> <p>① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。</p> <p>② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。</p>	B	<p>②に該当する。</p> <p>協会の行う事業が視覚障害者の福祉増進に資するものであるため、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。</p>
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	B	点訳・音訳化の調整や障害に関する相談、情報提供等を行い、視覚障害者の福祉増進に効果を生じている。
適格性及び妥当性	<p>① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。</p> <p>② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）</p> <p>③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。</p>	A	障害のある当事者としての立場から、より適切な事業実施が行われている。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	B	活動内容に照らし、妥当な水準と認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	B	視力に障害のある方の団体であり、積極的に会員増が図られるものではなく、会費収入の増も見込まれないため、継続して補助が必要である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	市の委託を受け、点訳・音訳奉仕員の養成を行っている。
		B	財政的な基盤が脆弱なため、活動維持のために妥当な手段である。
		B	補助目的に合致し、妥当なものである。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	『今後の改革の方向性』	外部評価結果	『視点別評価』	
	■現状のまま継続		公益性 ⇒ □高い □低い	
	□見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止		必要性 ⇒ □高い □低い	
	『上記方向の理由』 当該団体の事業内容が視力障害者にとって必要なものであるため、現状のまま継続とする。		有効性 ⇒ □高い □低い	
『改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画』			適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い	
効率的な運用に取り組んでいただく。			『今後の改革の方向性』	
			□現状のまま継続	
			□見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止	
			『まとめ』	

視力障害者協会運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる視力障害者協会運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 視力障害者協会運営補助金に係る補助事業等は、視力障害者の福祉の増進に資するものでなければならない。

(補助金の額)

第3条 視力障害者協会運営補助金の額は、次条に定める経費の合計額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）以内とする。

(補助対象経費)

第4条 視力障害者協会運営補助金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費について交付する。

- (1) 組織の運営に要する経費（役員報酬、食糧費及び慶弔費を除く。）
- (2) 研修事業等に要する経費（食糧費を除く。）

(交付の申請)

第5条 視力障害者協会運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年6月30日とする。

2 視力障害者協会運営補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会員名簿

- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 視力障害者協会運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、視力障害者協会運営補助金を交付することが適当ないと認められる場合

(実績報告)

第7条 視力障害者協会運営補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類

(2) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
(効果の測定)

第8条 視力障害者協会運営補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 研修会等の開催数及び参加者数
- (2) 点訳奉仕員等の養成及び活動の実績
(補助事業者等の責務)

第9条 視力障害者協会運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の福祉政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 視力障害者協会運営補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度において所要の措置を講ずるものとする。